

平成 21 年（ネ）第 5746 号

控訴人 アブドゥル アジズ 外  
被控訴人 国 外

## 控訴人準備書面（5）

2012年8月27日

東京高等裁判所第17民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 浅野 史生



弁護士 稲森 幸彦



弁護士 大口 昭彦



弁護士 奥村 秀一



弁護士 籠橋 隆明



弁護士 河村 健夫



弁護士 古川 美智



第1 はじめに	2
第2 本件コトパンジャン地域の東西交易における位置	3
第3 本件ダム建設前のタンジュン・パウ村民の生活	5
1 交通・住宅など	5
2 生業など	6
(1) ゴム園	7
(2) 果樹園	8
(3) 田・畑作	8
(4) 家畜・漁業	8
3 日々の暮らし（水・食事）	8

4 村の伝統行事	9
第4 パンカラン・コトバルの状況	10
第5 タンジュン・パウ村以外の移転村の状況	11
1 タンジュン・バリット村	11
2 リアウ州の移転村	12
第6 本件控訴人住民の生活状況に関する日本政府の認識	13
第7 まとめ	13

## 第 1 はじめに

1 原判決は、本件ダム完成後に日本大使館員が現地を視察した結果を報告した平成14（2002年）年6月17日の堂道臨時代理大使から外務大臣宛の電信（乙B6）に記載された内容をそのまま引用し、「在インドネシア共和国日本国大使館員は、同年6月5日から同月7日にかけて、本件プロジェクトに係る本件ダム等の施設及び関係インドネシア共和国政府機関等を訪問、視察し」、「PAFsの一部に生活上の困難が生じているものの、生活全般については、インドネシア共和国の辺境の山岳地域における一般的水準に比して特段に劣っているとは考えられず、解決すべき問題は、収穫可能な換金作物（主としてゴム）園の提供及び生活用水の供給の2点におおむね限定されることが確認され、インドネシア共和国政府も、自らの行政上の非効率によりこの2点が未解決のまま現在に至っている点を認識し、解決のための措置を迅速にとる姿勢を明確にしたため、日本国政府及び国際協力銀行としては、この2点についてインドネシア共和国政府側の解決、努力を効果的に側面支援することが重要であることが確認された」と判示している（下線部は引用者。原判決143頁及び144頁）。

上記日本大使館員報告やこれをそのまま引用している原判決の判示は、本件ダム建設による移転後の控訴人住民らの生活状況を、「インドネシア共和国の辺境の山岳地域における一般的水準」と比較している。しかしながら、本件において対象となるコトパンジヤン地域は、歴史的に豊かな森林産物、商品作物栽培、河川舟運を利用した活発な商業活動がもたらす経済的な豊かさを謳歌してきたのであり、移転前の控訴人住民らの生活状況があたかも「インドネシア共和国の辺境の山岳地域」と同等であるかのように論じた上記大使館員報告やこれを引用した原判決判示は、甚だしい事実誤認である。

2 当控訴審における人証調べの趣旨は、控訴人住民らの移転前と移転後の生活状況を比較するために、控訴人住民らの移転前の生活状況を明らかにする、という点にあった。

かかる人証調べの趣旨をふまえ、控訴人らにおいては、移転前の控訴人住民らの生活状況を明らかにすべく、第1に、19世紀から20世紀前半のカンパール・カナン川上流地域における河川交易の発展状況を示す大木昌教授の論文（甲B82）を提出するととも

に、控訴人住民らが居住しているコトパンジャン地域（上カンパル地域）の社会経済史に関する概要をまとめた同教授による論文を提出した（甲 B87）。また、コトパンジャン地域の地勢の詳細を示す地図（本件 F/S から抜粋したもの）を提出した（甲 B88～甲 B90）。甲 B88 は、これらの地図のうちダムサイトから西へカンパル・カナン川を遡りタンジュン村までの地域を、甲 B89 は、ダムサイトから 2 つの川の合流地点を経てマハット川を遡り、タンジュン・パウ村、タンジュン・バリット村を経てパンカラーン・コトバルまでの地域を、甲 B90 は、ダムサイトからプロウガダン村を経て合流地点に近いムアラ・マハット村までの地域をそれぞれ示している（すべて移転前の旧村である）。

第 2 に、控訴人らは、移転前の各村の状況を撮影した写真を収集し、これを村人の生業に関するもの、住居・生活・教育に関するもの、伝統行事に関するものに分類して示した（甲 C67）。そして、この収集した写真のうち、控訴人イスワディがその様子を知るタンジュン・パウ村とタンジュン・バリット村の写真について、移転前当時の村の地図と照らし合わせてその撮影場所を示した（甲 C65, C66）。また、移転前の生活状況を再度控訴人イスワディ及びその関係者から聴取し、報告書として提出した（甲 C63 及び甲 C64 の前半）。さらに、本件ダム建設に伴う移転がなかったため、従前からのコトパンジャン地域の村落の様相をとどめている近隣の村（パンカラーン・コトバル）に居住する住民から聞き取りを行い、その結果を報告した（甲 C64 の後半）。

第 3 に、これらの書証をふまえて、控訴人イスワディが移転前の生活状況を中心に陳述した。

3 控訴理由書第 5 編において、控訴人住民らが受けた被害の内容について述べたが、本書面では、前項で述べた書証及び陳述で明らかにした控訴人住民らの移転前の生活状況を整理して主張する。

これと、本件ダムによる非自発的移転によって控訴人住民らがおかれた状況とを対比することにより、控訴人住民らが受けた被害の重大さが明らかになる。

## 第 2 本件コトパンジャン地域の東西交易における位置

本件コトパンジャン地域は、インドネシア共和国スマトラ島の中部に位置し、行政的には西スマトラ州北東部とリアウ州の一部を含む地域である。この地域は、上カンパル地方と呼ばれるミナンカバウ族の居住地域である（甲 B87、1 頁）。パダン高地と呼ばれる中核地域とは異なり、外縁部に相当するこの地方は、カンパール川の舟運を利用して古くから外部世界との交流が盛んであった。

この地域の河川は、平均海拔 700 m の高さに位置するブキット・バリサン山脈の一部に水源を持ち、スマトラ島の東西の海岸に流れ込んでいる。西海岸に注ぐ河川が、一般に狭くて短く、流れが激しいので船が航行できないのに対して、東海岸に注ぐ河川は、一般に広くて長く、流れが穏やかで、船の航行が可能である。東海岸に注ぐ河川は、ロ

カン (Rokan) 川、シック (Siak) 川、インドウラギリ (Indragiri) 川、及びバタンハリ (Batanghari) 川、そして、カンパール (Kampar) 川である。

上カンパール地方は、人口に対して土地（森林面積）が広いため、新たな商品作物栽培を大規模に拡大するポテンシャルを持ち、広大な森林は希少価値があり、世界商品としての需要があった熱帯の森林産物（ダマール（天然樹脂）など）やスズ鉱石などに恵まれていた。そして、カンパール川を始めとする河川の舟運を利用した人々の移動と、生産物や生活物資の輸送が活発に行われていたのである。それは域内にとどまらず、マラッカ海峡経由で海外との交易も行われていたとされる。本件ダムによる水没を免れたムアラ・タクス寺院は、12世紀ころに建立されたと思われるヒンドゥー文化を象徴する仏塔（ストゥーバ）であるが、これはこの地が古くから河川交通を利用した内陸の交易中心地であったことを示している。スズを産するこの地方は、17世紀にはマラッカと直接貿易を行っていたとされる（甲 C82）。

19世紀のとりわけ後半からはオランダの植民地支配下に置かれ、さまざまな商品作物が生産されたり、採取されたりするようになった。この時期には、パンカラン・コトバルがカンパール川上流域の交易の中心地であった。商品流通の状況を見ると、外部に出ていく商品としては、コーヒー、ガンビア、ダマール、木蝋、蜜蝋、ブルチャ・ゴム、籐、象牙、安息香、たばこ、香木、砂金などであった。これらのうち、コーヒーとガンビアは植民地期に入って新たに栽培されるようになった商品作物であるが、木蝆以下の産物は、いわゆる森林産物であり、世界商品でもあった。上カンパールは、山がちで部分的な平坦地を除いて米の生産にはあまり適さなかつたが、自然資源には恵まれた豊かな地域であった。報告によると、1875年のパンカラン・コトバルの総人口は1,297人（成人男子225人、成人女子330人）であった。当時、この村に属する舟が150艘であったから、実に成人男子の約2人に1人が舟を所有していたことになり、この村がいかに活発に河川交通を行っていたかが分かる。

20世紀に入ると、上カンパール地方はさらに大きな変貌を遂げた。1910年代にはバンキナン周辺からカンパール川沿いに上流に向かって上カンパール地域でゴム栽培が拡大した。1920年代のゴムの輸出ブーム期には、このゴム栽培地域の住民所得の60%が何らかの形でゴム栽培から得られたと推計されている。

以上、植民地期の上カンパール地方は、豊かな森林産物、コーヒー、ゴム、ガンビアなどの商品作物栽培、河川舟運を利用した活発な商業活動がもたらす経済的な豊かさを謳歌していた。そして、大木昌教授は、「なお、資料で確認することはできなかったが、ムアラ・タクスのやや下流の商業中心地、コト・トゥオは、植民地期にはこの周辺地域の交易中心地であったと考えられる。というのも、1984年にこの地を訪れた時でも、数艘の舟が建造中であった。住民によれば、3日ほどで一艘ができるとのことだった。簡単ではあるが、一応、構造舟であり、このような技術が当時でも継承されていたという事実は、1980年代でも舟は住民の移動手段であり、物資の輸送手段としても重要な役割を果たしていたことを示している」（甲 B87）と論述している。

また、1984年7月に大木昌教授と共にコトパンジャン地域のフィールド調査を行つた古川久雄教授によれば、同年7月22日コト・トゥオ村で見聞した船の建造の様子は次の通りである。すなわち、コト・トゥオ村で建造されている船（sampang）は、kapak（斧）、parang（山刀）、gergaji（鋸）、kutam（カンナ）、moko（金槌）を使って、3日間で1隻建造されている。舷側板の継ぎ目には galo-galo（ダマール）を詰める。ダマールの木は5～6キロメートル奥にあり、船（sampang）造りの職人が自分で採取する。船（sampang）は2～8トンの大きな船を指し、小さな船はjaruという。jaruは村に数百隻ある。船（sampang）の部材名称は、tajuk 側板肋木11本、pangam 底肋木4本、balunka 舷側板片側3枚、badan 底板1枚、kumudi 艏先であり、竜骨はない。

このようにコトパンジャン地域では、河川舟運を利用した活発な商業活動が行われていたために、船の建造も産業として盛んに行われており、住民たちはそのための技術も有していたのである。

なお、移転前の写真報告書（甲C67）には、コト・トゥオ村に近いタンジュン・アライ村での舟建造の様子（写真2-1, 2-2）や村を行き交う舟（写真3-3、共に1974年6月）が写されており、当時の状況が見て取れる。

このように、本件コトパンジャン地域は、本件ダム建設前の1970年から90年代においても、こうした歴史的経緯から、文化的側面のみならず経済的側面でも豊かであった。

### 第3 本件ダム建設前のタンジュン・パウ村民の生活

本件ダム建設によって移転対象となった村の移転は、1992年8月に始まり、1996年2月に完了した。本件ダムの建設工事は1997年2月に完了し、送電線工事などを経て1998年2月より発電を開始した。したがって、「移転前」とは、1990年代前半までの時期を意味する。

本項では、マハット川沿いに位置していた移転前のタンジュン・パウ村（以下旧タンジュン・パウ村と言う。）における住民の生活状況を述べる。

控訴人イスワディに関する報告書（甲C63）及び同人の口頭弁論における陳述は、旧タンジュン・パウ村の住民生活の一部を描写している。旧タンジュン・パウ村は、カンバル川とマハット川の合流地点をマハット川に沿って9kmほどさかのぼったところにあった（甲C63添付略図参照）。略図の通り、村落はマハット川沿いにプロウ・パンジャン、コト・ラモ、パサール・ブユの3つの地区に分かれて存在しており、村全体の人口が1900人くらいであった。

#### 1 交通・住宅など

パサール・ブユ地区の中を、パダン・プカンバル・メダンを結ぶ国道が走り、国道は多くのトラックやバスが行き来していた。旧タンジュン・パウ村は、その中間地点としてレストランやワルン（食堂・喫茶・休憩所を兼ねた店）が多数存在していた。こうしたワル

ンの一つがサイダンのワルンである（甲 C-66, 4 頁 1 番～3 番写真、控訴人イスワディ本人調書 5 頁）。これらの写真からも当時の隆盛ぶりがわかる。

この国道は、19 世紀に隆盛を誇った舟運に代わって、20 世紀に発達した陸運を支えた国道の一つであった。

また、甲 C66, 4 頁～8 頁は、旧タンジュン・パウ村パサール・ブユ地区の写真であるが、1 頁においてそれぞれの撮影位置が示されている。ここでは、村長の事務所、小学校、ヌルディンの家、ヌルハイニの家、ワルンなどが示されているが、それぞれの建築物が煉瓦やコンクリートを使用したしっかりとした造りであったことがわかる。

なお、控訴人イスワディは、プロウ・パンジャン地区に居住していたが、家屋は 8 m × 10 m の大きさであった。また、10 m × 12 m の大きさの家もあり、高床式は 60 % 以上であった（控訴人イスワディ本人調書 10 頁）。

控訴人イスワディは、自宅の様子について、甲 C64, 5 頁にあるパンカラン・コトバルのクルニアの家と比較して、「はい、非常に似ていました。」と答えている。この写真の家のように、控訴人イスワディの母方の自宅は、高床式のパーマネントの家であったのである。

ところで、原判決は、「⑧移住以前に伝統的なミナンカバウ建築の住宅に住んでいた世帯は、回答した 174 世帯にわずか 1 世帯のみであること、⑨住宅の大きさについては、以前に比べて現在の方がより広い住宅に住んでいる住民の方が多く、移住前に土地及び住宅を所有していた住民の中には、追加的な補償を受けて新たな住宅を建築することができた者もいることなどが記載されている（乙 C1）」（原判決、145 頁）として、乙 C1 の調査結果をそのまま事実認定に供している。しかしながら、上記控訴人イスワディの陳述から明らかなどおり、移転前のタンジュン・パウ村（プロウ・パンジャン地区）では伝統的なミナンカバウ建築である高床式住宅も 60 % を超えており、乙 C1 の調査結果及びこれに基づく原判決の事実認定が誤ったものであることが明らかである。なお、この乙 C1 の調査、すなわち、中山幹康等が作成した「インドネシアにおけるコタパンジャン・ダム事業の住宅移住計画に関する事後評価」と題する論文については、控訴理由書 287 ～ 293 頁で詳論した通り、著者の 1 人である上記中山が後に上記調査には偏向があり誤りがあることを認めていることなどから、信用性が低いものと言わなければならぬ。

移転前の住宅は、上記の通り充実したものであったため、控訴理由書で述べた通り、「移住先では、『本事業の再定住計画の枠組み内で、画一的に建設された住宅が供与された。住宅の規模は 5 × 6 メートルであり、セメント張りの床、木製の壁、アスベストの屋根という造り』（中間報告書 51 頁）であった。現物を見た住民は、その実態が粗雑で不完全な状態だったことに不満を持たざるをえなかった。半永久的な住宅という政府約束が果されておらず、『再定住のための住宅の供与については、政府と住民との間に数多くの見解の相違が存している』（中間報告書、51-52 頁）のである」（控訴理由書 313 頁）。

## 2 生業など

## (1) ゴム園

ゴムは、19世紀から現在に至るまで、この地域の住民にとっての主要な換金作物である。旧タンジュン・パウ村でも村人の多くがゴム園を所有しており、ゴムを採取してその収入で生活していた。控訴人イスワディに関する報告書（甲 C63）によれば、移転前はゴム園が 2ha あれば、標準で 700 本のゴムの木を植えることができるとされており、これだけのゴム園があれば新婚の 1 家族（父母と子ども 3 人）が生活していくことは十分可能であった。また、子どもが多いときや子どもを上の学校にやろうとするときには、4ha 以上のゴム園が必要であったが、当時はタナウラヤット（氏族の共有地）が十分あったので 4ha のゴム園を持つことは難しいことではなかった。

控訴人イスワディの陳述によれば、移転前は 2ha のゴム園から 1 日 15 kg 程度のゴムを採取することができ、この当時のゴムの木は直径 70 ~ 80 cm、高さが 10 ~ 12 m の大木であった。この点に関して、移転前のゴム園でのゴムの木からのタッピング（樹液取り）の様子が甲 C68-1 の写真 11 から 13 に示されているが、控訴人イスワディはゴムの木の規模に関して関して「このくらいであった」と陳述証言している（控訴人イスワディ本人調書 11 頁）。また、リアウ州に属するが、同じコトパンジャン地域のタンジュン村バリック・タンジュン地区のゴムの木（甲 C67, 2-16: 1991 年 10 月撮影）も移転前のゴムの木が幹の太い大きなものであったことを物語っている。

一方、移転後のタンジュン・パウ村のゴム園の写真（甲 C55、2 頁）には、こうした大木は無く、幹の細いゴムの木ばかりとなっている。この原因について控訴人イスワディは詳しく陳述しているが、要約すれば、「現在は 2ha のゴム園から 1 日 4 ~ 8kg ほどしか採れない。これは、政府から支給されたゴムの苗木が悪い上に、肥料がないと育たない品種であること、政府から必要な肥料が提供されなかつた結果、施肥が十分でなかつたためにゴム園の状態が悪くなっていることによる。現在の移転地の経済状況では、施肥を上げることは難しい。」という点にある。

また、控訴人イスワディの陳述によれば、移転前のタンジュン・パウ村では 10ha のゴム園を持っていた世帯が全体の 30 % であったこと、子供を高校まで行かせるためには 4ha 以上のゴム園が必要であり、ウラヤット地（共有地）があつたためにこの広さのゴム園を持つことは可能であったことが認められる。しがたって、移転に際してインドネシア政府が用意した 2ha という広さのゴム園は、上記の事情を何ら考慮するものではなく、本件 3 条件を充足するものではないことは明らかである。

村人は、採取した生ゴムを固め、週に 1 回、パサール・ブユにあつた市場に持つていき、仲買人に販売していた。仲買人はこれをバンキナン、プカンバル、パダン、メダン等の町にあつた工場に持つて行って売っていた。

移転前のゴム園からの収入は、控訴人イスワディによれば全体の 50 % くらい（甲 C63）であり、上述の大木昌教授の論文「上カンバル地域の経済と社会の歴史」（甲 B87、2 頁）では、「1920 年代のゴムの輸出ブーム期には、このゴム栽培地域の住民所得の 60 パーセントが何らかの形でゴム栽培から得られたと推計されている。」とされている。

すなわち、ゴムが主要収入源であったのである。

## (2) 果樹園

移転前の旧タンジュン・パウ村では果樹の栽培が盛んであった。特にミカンが多くて、マハット川、アンキ川やブユ川沿いに多くのミカン畑が存在した（甲 C66, 2～3 頁地図）。ミカンは年に3, 4回収穫できた。マンゴスチン、ドリアン、ドゥク、ランバイ、ランブータン、ジャンブ、マンゴーなどの果物は年に1回雨季に収穫できた。また、屋敷地にはココヤシやバナナの木が植えられており、家族で食べるとともに売ることによって収入を得ることができた。控訴人イスワディによれば、彼の家族は移転前、こうした果実の販売収入が全収入の4分の1ほどを占めていた（甲 C63）。

## (3) 田・畑作

旧タンジュン・パウ村では、全村の5%から10%程度と多くはないものの、水田が所有されていた（甲 C66, 3 頁地図）。これらの水田には、マハット川に注ぐ小川から水が引かれていた。また、村人はタナウラヤットでは焼き畑をして陸稻をつくっていた。また、畑作も行っており、そこではクニット（ウコン）、ショウガ、唐辛子などの香辛料や、キュウリ、タピオカ、タマネギ、カンド（ネギの一種）、ピトウロウ（カブの一種）、パリオ（ニガウリ）、キャッサバ等の野菜類がつくられていた。

旧タンジュン・パウ村ではガンビルも栽培されていた。ガンビルは、傷薬、化粧品の原料、染料として使われている。ガンビルは、18世紀末にペナン開港によって河川ルートを通じた西スマトラと東海岸地方の貿易が拡大したことに伴って、パダン高地や上カンパル地方にコーヒーとともにその栽培が広がったとされる（甲 C82）。

## (4) 家畜・漁業

旧タンジュン・パウ村では、水牛、山羊、鶏、アヒル等の家畜が飼われていた。これらは、お金が必要なときに売ったり、お祝いの席でふるまつたりする他は自家用として食されていた。

移転前のマハット川（現在はダム湖の一部となっている）にはたくさんの魚があり、村人たちがこれを釣って、日々の食事に供していた。また、漁業を本業にしている村人もいて、彼らは国道沿いにあったレストランに魚を売りにいっていた。

## 3 日々の暮らし（水・食事）

日々の生活や食事について、控訴人イスワディは、「当時の日々の生活は、朝5時に起き、乾期でしたら簡単な朝食を取った後、ゴム園や畑に行き、10時～14時くらいに帰宅します。そして、しっかりした昼食を食べた後、釣りや果樹園・畑に行き、16時頃には帰ってきて、後はお祈りをし、夕食を取り、21時か22時頃には寝ました。」「食事は、上述の通り朝は早いため軽食で、焼きめしやおかゆにコーヒーやお茶くらいでした。昼食は、ご飯に、魚・鶏・卵と野菜といった副食を食べました。16時前後に帰宅したときには、揚げバナナや揚げ芋、煮芋などをおやつに食べました。夜は昼と同じように、ご飯に、魚・鶏・卵と野菜といった副食を食べます。味付けは、塩の他に、唐辛

子やココナッツミルクにクニックなどの香辛料を使ってしていました。お祭りの時には、グライ、レンダンなどの伝統的な牛や山羊の煮込み料理が出るなどして華やかなものでした。飲み水はマハット川やブユ川に流れ込む小川の水を引いて使っていました。マハット川の近くに住んでいる村人は、マハット川の真ん中に行って水を汲んで使っていました。マハット川やブユ川、及びこれらに流れ込む小川は、マンディ（水浴び）や洗濯の場所でもありました。当時、村人たちは、川で体を洗っていました。」（甲 C63, 7～8 頁）と述べている。当時の写真（甲 C67 写真 3-6, 3-7, 3-8, 3-10, 3-28, 3-36, 3-39, 3-41, 3-43, 3-44 等）からは、旧タンジュン・パウ村の村人がいかにマハット川に慣れ親しんでいたかをうかがい知ることができる。

ユリスマワティやヌルハイニも概要控訴人イスワディと同じ内容の暮らしぶりであったことを述べている（甲 C64）。また、甲 C67 の移転前の写真報告書は、カンパル川沿い地域の村においても住民の生活が川と共にあったことを明らかにしている。

このように、控訴人住民らは、ミナンカバウ文化における「河川沿いのランタウ民=ランタウ・ヒリール（Rantau Hilir）地方」（甲 B62）であったのである。しかしながら、彼ら自身のこの特徴は本件ダム建設によって消失させられた。

#### 4 村の伝統行事

本件コトパンジャン地域では、ミナンカバウ文化とイスラム教に基づく独自の伝統行事が執り行われていた。移転前のこうした行事について、控訴人イスワディは、以下の通り述べている。

「結婚式や、慣習・宗教上の行事が楽しみでした。結婚式では、太鼓や鐘を打ったりし、きれいに飾って村人みんなで賑やかに楽しみました。また、子どもが生まれて少しすると赤ちゃんをマンディさせるトゥールン・マンディ（Turun Mandi）という行事がありました。これは水に親しむという意味があります。」「断食前及び断食後にはパチュ・サンパン（Pacu Sampan：小舟レース）と呼ばれている数隻の小舟を使ったレースがありました。こうしたレースとしては他にも自転車を使ったレースや竹登り競争もありました。また、パチュ・ゴニという米袋に入って走る競争や、パチュ・クルップといつてクルップという菓子をひもでつるして口だけで食べる競争、果物にコインを差し込み、炭で真っ黒にしたものを作り口だけでとる競争などもありました。断食の前日にはバリマウ（Balimau）といって、マハット川で沐浴をして体を清める行事がありました。」「断食月が終わった後は、レバランというお祭りがあります。このときはイスラムでの新年にあたり、家族全員が集まります。断食月が終わった翌日には家族みんなでモスクにお祈りに行きます。その後 1 週間は仕事・学校なども全部が休みとなり、その間にお互いに訪問し合います。このレバランの時には、伝統的な食べ物やお菓子など、おいしいものをたくさん食べます。また、収穫のパーティもありました。こうした行事が、村の生活での楽しみと喜びでした。今はほとんどの行事がなくなりました。」（甲 C63）

こうした結婚式を始めとする伝統行事の様子は、甲 C67 の写真報告書にあるとおり

である。これらからは、決して「辺境の山岳地域」ではないイスラム教と伝統儀式に則った各行事の豊かな様子を垣間見ることができる。

しかし、こうした行事のうち、写真 4-21～4-24 のパチュ・サンパン（小舟レース）のような河川と関連した様々な伝統行事は行われなくなってしまった。この点については、グスティ・アスナン教授も「コトパンジャンとその周辺地域における文化遺産と歴史資産の消失に関する追加記録」（甲 B62）において詳論しており、本件ダム建設による旧居住地の冠水、河川の流れの変化及び新しい居住地への再定住をきっかけとして、トゥールン・マンディ（Turun Mandi）、パチュ・サンパン（Pacu Sampan：小舟レース）、バリマウ（Balimau）といった河川と関連した様々な伝統的行事が喪失しただけでなく、慣習法、宗教、行政のシンボルも崩壊してしまったことが指摘されている。

#### 第4 パンカラーン・コトバルの状況

1 パンカラーン・コトバルは、タンジュン・パウ村からマハット川に沿って上流にさらに約 20km さかのぼった地点にある。この村は、本件控訴人住民らが居住するタンジュン・パウ村及びタンジュン・バリット村の西スマトラ州 2 村と同様、同州に属するとともにミナンカバウという共通の文化圏に属する村である。しかし、同村は、マハット川の上流部に位置することから本件ダムによる冠水被害と移転を免れることとなった。

したがって、このパンカラーン・コトバルは従前控訴人住民らが居住していた旧村と同様の状態をとどめている。本件ダムによって控訴人らが受けた被害の内容を明らかにする上で同村の状況と対比することは重要である。

2 本書面第 2 で述べた通り、18 世紀～19 世紀にかけて、カンパル川及びマハット川は古くからスマトラ島内陸部と外部を結ぶ重要な交易ルートであった（甲 B82）。同ルートでは、スマトラ島内陸部から外部に向けて、コーヒーの他、ガンビル、ラタン（ロタン：籐）などの商品が運ばれ、外部からは塩、鉄、綿製品などが運び込まれた。こうした交易の中心となったのが、パンカラーン・コトバルであり、活発な商業活動により裕福な商人層が生み出されていた（甲 B82）。

こうした状況は、20 世紀後半に道路網が整備され、河川を利用した舟運からトラック輸送に変わった後も同様であった。1983 年の本件プロジェクトの F/S（戊 A6, IV-25 頁）も、パンカラーン・コトバルの「道路ネットワークは比較的発達し、西スマトラ州の州都パダン及びブキティンギとリアウ州の州都パカンバル、ドマイを結ぶ国道が通過している。この国道を利用して、物流、人口流動が極めて高く、両州の経済、商業活動を強力に支えていると言える」としており、このことを示している。

3 パンカラーン・コトバルの住民タサール（Tasar）氏らからの聞き取り調査（甲 C-063, 4～10 頁）では、概ね以下の点が明らかとなった。

①現在もマハット川沿いに屋敷地を構えている。

②自宅近くに水田を有しており、お米はこれから収穫で自給している。

③ゴム園は、10ha程度を有しており、これから収入と水牛などの売却代金で子どもたちを大学等に進学させられる程度の安定した生活をしている。

④ミナンカバウの伝統は今でも生きている。断食月前のモスク前での水浴び、小舟の競争、竹登り競争、子どもが生まれたときのトゥルーンマンディ等は現在も続けられている。

タサール(Tasar)氏は、「この20、30年の間にはインドネシアでもいろいろな出来事がありましたが、私の生活としては上記の通りであり、特に変わっていません。父から受け継いだゴム園と自分で苗を植えて育てたゴム園からの収入で、家族を養い、家を建て生活を送っていました」と述べている。

控訴人イスワディの父は、タサール氏と同様、10ha程のゴム園を持っており、子どもも同じ9人であった。控訴人イスワディの父も本件ダムによる移転がなければ、タサール氏と同様に安定した生活ができたものと認められる。

パンカラーン・コトバルの現況は、旧タンジュン・パウ村が本件ダムによって水没、移転することができれば、留めていたであろう村の姿を映し出している。

## 第5 タンジュン・パウ村以外の移転村の状況

本件ダムは、カンパール・カナン川とマハット川の合流地点より約10km下流に建設され、これより上流部の旧10か村が水没した。これら旧10か村は全てミナンカバウ文化を享受しているので、旧タンジュン・パウ村以外の村の移転前における生活状況も旧タンジュン・パウ村の生活状況と概ね同様であった。

そして、本件ダム建設をこれに伴う非自発的移転により、タンジュン・パウ村と同様の被害があったものである。

### 1 タンジュン・バリット村

タンジュン・バリット村は、旧タンジュン・パウ村からマハット川に沿った旧国道をパダンに向かって約10km行ったところ、つまり、旧タンジュン・パウ村とパンカラーン・コトバルに挟まれた場所にあった。

甲C65の見取り図(1頁)は、控訴人イスワディからの聞き取りによって作成したものであるが、これから旧タンジュン・バリット村も旧タンジュン・パウ村と同様に村の近くをマハット川が流れ、その川沿いにミカン畑があり、ゴム園と水田が近くにあったことがわかる。この見取り図にある数字は、3頁～8頁に示す写真の撮影位置を示している。同村は、水没した10カ村の中でも川の上流部に位置するため、渇水期のダム湖の水位が低いときには旧村の一部が現れる。写真是、移転前の1990年(写真4及び11)から移転後の2003年～2006年のものを並べて掲載しているが、移転後の写真是ダム水位の低い時期のものであり、したがって旧村の状況を推し量ることができる。

写真4(ワルンで歓談する人々)と写真11(小学校前での子供たち)では、移転前の村人の生活が生き生きと伝わってくる。

また、写真 11～14 は、タンジュン・バリット村に存したモスクが写っている。当時の村人たちは、この写真にあるような立派なモスクを築造し維持するだけの経済力を有していたものである。

## 2 リアウ州の移転村

タンジュン・パウ村及びタンジュン・バリット村が行政上は、西スマトラ州に属しているのに対して、本件プロジェクトで被害を受けた残りの 8 カ村は、リアウ州に属している。なお、これらの 8 カ村も、甲 B84 の地図〔1944 年〕において、道路沿いにタンジュンバリット、タンジュンパウ、ムアラマナト（ムアラマハット）、コタパンジャン、タンジュンアライ、バトゥバスネ（バトゥブルスラット）、ポンカイ（ポンカイ）、コタトウア（コトトウオ）、グヌンホンス（グヌンブンス）、タンジュンなど、本件控訴人らが移転前に住んでいた村の名前が記されていることからも明らかのように、第 2 で論じた交易ルート上に位置しており、文化的には同じミナンカバウに属している（括弧内は控訴理由書等での記載名）。

甲 C68 の映像は、移転前にあたる 1991 年に旧コト・トゥオ村を訪問した諏訪勝氏（甲 B12 の著者）によるものである。これらから、ミナンカバウ文化とイスラム教にもとづき、ゴム採取を生業とする豊かな生活様式が写しだされている。また、映像の中の住居もいわゆるパーマネントなものであり、粗末なものでは決してない。

さらに、甲 C67 移転前の写真報告書でも 1-7、1-8、1-11、1-12、1-24、（タンジュン・アライ村）、1-14、2-11、2-13、2-18、4-7、4-8、4-9、4-10、4-13、4-14（ポンカイ村）、3-12、3-25、4-17（バトゥ・ブルスラット村）、2-17、2-19（タンジュン村）などから活況であった村の生活の様子が明らかである。

例えば、1-7、1-8 では旧タンジュン・アライ村の村長の自宅を写しているが、高床式住居であって、室内は多くの家具が配置されている。1-11、1-12 は、タンジュン・アライ村の学芸会での子どもたちの演劇か舞踊とそれを観覧する親たちの様子が写されている。1-24 は、同村の小学校の外観を写している。コンクリート造りの建物であったことがわかる。

2-11、2-13、2-18 はポンカイ村の、2-17、2-19 はタンジュン村の水田や水牛放牧地を撮影したものである。甲 B88 及び甲 B89 の本件プロジェクト地域の地図から明らかであるとおり、旧村はカンパール・カナン川の流域に位置し、これらの川が運んだ肥沃な土が堆積してきた平地部にできている。したがって、どの村でもこの平地部での水田、水牛の放牧が発達していた。

4-7、4-8、4-13 は結婚式、4-9 は祭日、4-10 は誕生の祝い、4-14 は慣習法による伝統儀式のポンカイ村での様子を写している。どれもが多くの村人が参加して賑わっていたことがわかる。

3-12 と 3-25 は、この地域最大の人口を有したバトゥ・ブルスラット村のモスク前の光景である。3-12 では、家族でモスクにお祈りに出かけた時の様子が伝わってくる。4-17

は、自宅での娘の結婚式で着飾った艶やかな娘を撮った写真である。

また、前述した1984年7月になされた古川久雄教授によるフィールド調査では、同年7月22日リアウ州における各村で、7年生のゴム園や抜開中のゴム林、陸稻、河谷底地の低い河岸段丘での短稈種の水田が広がっている様子（タンジュン・アライ村、フィールド調査当時「今実りの時期で、鎌で刈り、叩きつけ、踏みつけ雑穀中」であった。）、刈り中の水田、鍬で耕起中の水田などのほか、多数のミカン園やミカンを出荷するトラックが確認されている。

以上から、リアウ州の移転村も移転前には豊かな生活を謳歌していたことが明らかである。

## 第6 本件控訴人住民の生活状況に関する日本政府の認識

本件プロジェクトによって移転させられる前の住民たちの生活状況については、外務省経済協力局有償資金協力課石橋太郎課長自身が、1991年当時、現地を訪問して確認している。すなわち、1991年10月3～5日、石橋課長は、インドネシアを訪問し、本件プロジェクト現地を調査した上で、合計7名の政府高官と会談したが、その会談の際、下記のような指摘を行った。

「印象だが、住民は現在地では米作に加え、ゴムや換金作物としてのゴムやココナツ栽培等により比較的豊かな生活をしている。それに比べ、コトラナへ移住するインセンティブになるようなインフラ整備とか“デモンストレーション農場”を造るなどの考えはないか」（甲B18-017、8枚目）

「第1に考えていただきたいのは、PAFS (PROJECT AFFECTED FAMILIES) は移民省 (TRANSMIGRASI) とは区別して扱うべき点である。PAFSは当該地域に長く居住し、独自の文化を持ち、それなりの収入・資産を維持してきた人々である、これは移住政策の対象となる失業者、土地なし小作農とは全く違う訳で、彼らのほこりへの配慮が必要と思われる。」（甲B18-019、2枚目）

石橋課長がインドネシア政府高官に行った上記指摘からは、石橋課長は、本件プロジェクト現地を見聞して、現地の住民たちが「独自の文化、一定の収入と財産を持つ人々で失業者や土地なし小作農とは全く違う」ことを認識していたことが明らかである。したがって、本件プロジェクトによって移転させられる前の控訴人住民らの生活水準が、「インドネシア共和国の辺境の山岳地域における一般的水準」と違うことは、当時の石橋課長が知っていたのである。

原判決は、この点を看過して、本書面冒頭で述べたように乙B6の日本大使館員の報告に何ら疑念を抱かずにこれをそのまま引用して認定したが、これが重大な事実誤認であることは以上より明らかである。

## 第7 まとめ

本件コトパンジャン地域の住民は、19世紀から2つの河川を通じた交易を担い、水と自然に恵まれ、ゴムや果樹を始めとする農業によって豊かな生活を享受してきた。比較衡量すべきは、こうした移転前の生活水準であり、「辺境の山岳地域」では無かったのである。

しかしながら、本件ダム建設によって移転を強いられた移転地は、熱帯雨林を切り開いた不毛の地であったのである（甲 C67, 37～38頁）。これらの写真からは、移転当初の困難な住民生活が想像される。

以降、約20年間にわたって、住民による生活再建が取り組まれてきた。また、アクションプランなどによるゴム園のリハビリ等が行われてきたが、未だに多く村が移転前の生活状況に回復していない。

上述したカリミ・中山調査報告書に関わったシャフルディン・カリミ教授と中山幹康教授らは再び調査を行い、新カリミ・中山調査報告書を2009年に発表した。ここでの結論は、「西スマトラのコトパンジャン再定住村の家族の60%以上は、より悪くなつた生計状態に苦しんでいる」（新カリミ・中山調査報告書1頁）というものであった。カリミ・中山調査報告書の結論を自ら修正する内容を明らかにしたものである。この点については、控訴理由書で詳述しているが、本件ダム建設によって住民の経済水準は、移転前に比べて絶対的に低下したことが証明されたのである。

御府におかれては、これを踏まえて、誤った事実認識に立つ原判決を取消し、適切な判断を下されるよう強く求める。

以上